

## 市町村自殺対策計画

### 1 策定の根拠

自殺対策基本法第13条第2項

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 (略)

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### 2 京都府自殺対策トップセミナーの開催

(1) 開催日等 平成30年8月3日(金) 京都ブライトンホテル

(2) 内 容 ①基調講演

「誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い京都”をめざして」  
(特非)自殺対策支援センターライフリンク 代表 清水康之

②各論講演

「自殺対策の動向」(厚生労働省)

「地域自殺データを踏まえた計画の策定」(自殺総合対策推進センター)

「地域自殺対策計画策定のヒント」(自殺総合対策推進センター)

(3) 出席者数 90名(うち市町村長7名、副市町村長6名)

### 3 府内市町村における策定状況(平成30年11月末時点)

6市町で策定済。平成30年度末までに合計16市町で策定済となる見込

	市町村数	備考
策定済	6	京都市, 長岡京市, 大山崎町, 城陽市, 南丹市, 京丹後市
平成30年度に策定予定	10	
平成31年度以降に策定予定	10	
	26	